

川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多くの市民が利用する民間建築物等において、木質化等により木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対し、川崎市木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木の良さのPR及び市民の木材利用に関する意識向上を図り、木材利用の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号。以下「交付規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質化 建築物の内装、外装及び建具、または什器等における木材利用をいう。
- (2) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第1条第1項の目的の達成に資する工事・改修等を行う法人事業者、または個人事業者とする。ただし、次に掲げる者は補助を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの申立てまたは、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしている者
- (4) 国税・地方税を滞納している者
- (5) 政治活動、宗教活動を目的としている者
- (6) 代表者または役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(補助対象の施設)

第4条 補助金交付の対象となる施設は、川崎市内の施設とする。ただし、次に掲げる施設は補助の対象としない。

- (1) 利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定された施設
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする施設
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の店舗等の施設

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、木質化のために必要な工事費と、木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費とする。ただし、他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの、交付決定日の前に支出した経費、消費税及び地方消費税相当額は除く。また、木質化にあたっては、国産木材の使用を基本とする。

2 市内中小企業者（交付規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るため、補助対象者は前項に掲げる、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内で、1施設当たり別表1に定める額を上限とする。その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を市の予算の範囲内で補助するものとする。

(事業提案書等の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市木材利用促進事業補助金事業提案書（第1号様式）及びその他必要な書類を市長に提出し、補助金申請の適否について審査を受けなければならない。なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

(審査会の設置)

第8条 市長は、前条に基づき本事業の提案について審査を行うため、川崎市木材利用促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(審査結果の通知)

第9条 市長は、第7条に基づく提案を受理した場合は、前条に基づく審査会を開催し、審査のうえ、補助金申請の適否を決定するとともに、川崎市木材利用促進事業補助金審査結果通知書（第2号様式）により、審査結果を通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、前条による審査結果通知書の写しを添え、市長が定める日までに川崎市木材利用促進事業補助金交付申請書（第3号様式）及びその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 11 条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対し、川崎市木材利用促進事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

(工事等の着手)

第 12 条 補助の対象となる工事等の着手は、市長から前条の補助金交付決定の通知を受けた後に行うものとする。

2 前条による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、工事等に着手した場合には、速やかに川崎市木材利用促進事業補助金工事等着手届（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業内容等の変更)

第 13 条 交付対象者は、第 11 条の交付決定後においてやむを得ず事業内容等を変更する必要があるときは、あらかじめ変更の内容について川崎市木材利用促進事業補助金交付変更承認申請書（第 6 号様式）及びその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて交付対象者にその処理について指示をするとともに、適当と認めるときは、川崎市木材利用促進事業補助金交付変更承認通知書（第 7 号様式）により交付対象者に通知するものとする。

(事業の中止)

第 14 条 交付対象者は、交付決定を受けた当該事業を中止しようとするときは、川崎市木材利用促進事業補助金中止申請書（第 8 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理し、交付決定を取り消すときは交付対象者に川崎市木材利用促進事業補助金交付決定取消通知書（第 9 号様式）により通知するものとする。

(遂行状況報告)

第 15 条 交付対象者は、市長の要求があったときには、事業の遂行状況について、市長に報告しなければならない。

(完了実績報告書の提出)

第 16 条 交付対象者は、補助金の交付決定を受けた工事等が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市木材利用促進事業補助金完了実績報告書（第 10 号様式）
- (2) 発注実績報告書（第 15 号様式）
- (3) 入札（見積り）が行えないことに関する理由書（第 17 号様式）
- (4) その他必要な書類

- 2 前項に規定する報告は、交付対象者が第 10 条に基づく申請を行った年度の 3 月 15 日まで、かつ工事等が完了した日から 3 か月以内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- 3 第 1 項第 2 号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1 件の金額が 1, 000, 000 円を超える支出となる案件について記載するものとし、第 5 条第 2 項の規定により市内中小企業者による入札、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 4 補助対象者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第 16 号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助対象者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 5 第 1 項第 3 号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に限り提出するものとする。

（補助金額の確定）

第 17 条 市長は、前条第 1 項に規定する書類を受理したときは、完了検査を行い、補助金の額を確定し、川崎市木材利用促進事業補助金額確定通知書（第 11 号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第 18 条 市長は、前条の検査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該交付対象者に対し、補助金を取り消し、または額を修正して前条の補助金額を確定できる。

（補助金の交付請求）

第 19 条 交付対象者は、第 17 条に基づく通知を受けたときは、当該通知の日から 30 日以内に、川崎市木材利用促進事業補助金交付請求書（第 12 号様式）により市長に対し補助金を請求することができる。

- 2 市長は、前項に基づく請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 20 条 交付対象者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

（交付決定の取消または補助金の返還）

第 21 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定

を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付に関連して不正の行為があったとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(交付を受けた者の義務)

第 22 条 補助金の交付を受けた者は、当該施設で国産木材が使用されていること及び木質化において本市の補助を受けていることを次の各号により表示しなければならない。

- (1) 容易に消えない方法で木質化した部分又はその周辺の視認性のよい場所に表示すること。もしくは容易に消えない方法により作成したプレートなどを同様の場所に設置すること。
 - (2) 表示の大きさについては、297mm×420mm 以上を目安とすること。ただし、やむを得ない理由による場合にはこの限りではない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に加えて、施設のホームページや配布物、SNS などを活用した方法での表示に努めなければならない。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、木材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する本市施策への協力に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第 23 条 別表 1 に定める財産処分及び転用制限期間（以下「制限期間」という。）において、補助金の交付を受けた者が補助金を活用し工事等を行った部分に関する財産（以下「財産等」という。）について処分または転用（以下「処分等」という。）しようとするときは、あらかじめ川崎市木材利用促進事業補助金財産等処分申請書（第 13 号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は川崎市木材利用促進事業補助金財産等処分承認通知書（第 14 号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を受けた者が制限期間内に市長の承認を受けずに処分等を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部の返還を補助金の交付を受けた者に命ずることができる。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の交付を受けた者は補助金の相当額の全部又は一部の返還について市長に減免を協議することができるものとする。
- 4 市長は、前項の命令を受けた補助金の交付を受けた者が制限期間内に当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 5 補助金の交付を受けた者は、財産等が制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに市長に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別表1（第6条、第23条関係）

種別	要件	補助総額	財産処分及び 転用制限期間
特に高い効果が見込まれる施設	<ul style="list-style-type: none">当該施設の利用者数が年間10万人以上であるか、またはそう見込まれる施設（駅舎・大規模商業・病院など）目立つ形で木材を利用し、木の良さのPRを十分に図る事ができる施設。	5,000千円	8年
その他施設	<ul style="list-style-type: none">多数者の利用若しくは多数者からの視認が見込め、目立つ形で木材を利用し、木の良さのPRを十分に図る事ができる施設。	2,500千円	3年